

# 笛吹市国民健康保険通信

は、高齢受給者証の提示により限度額が適用になりますので、限度額適用認定証の申請は不要です。

国保では、病院にかかるとき、保険証のほかに限度額適用認定証・高齢受給者証・特定疾病療養受療証を発行しています。これらの証の一部負担金は、平成28年1月1日から12月31日までの所得で判定され、8月1日で更新になります。

## 限度額適用認定証

1カ月の医療費が高額になったときに医療費の自己負担額を限度額までとするものです。限度額は、1日(末日までの1カ月ごと)に計算します。

国民健康保険税に未納があると交付できない場合がありますので、国税の納め忘れがないようご注意ください。8月1日から利用できる認定証の交付が必要な方は、申請が必要です。

## 70歳以上の方

70歳以上の方について29年度の自己負担限度額が変更になります。変更点は次の表のとおりです。

また、次の表の所得区分が現役並み所得者・一般に該当される方

## 高齢受給者証

70歳から74歳の方全員に発行されています。誕生月の翌月から(1日生まれの方は誕生月から)適用されます。

一部負担金の割合は、所得に応じて判断されます。

○昭和19年4月1日以前に生まれた方は2割(特例措置により1割)または3割

○昭和19年4月2日以降に生まれた方は2割または3割



## 特定疾病療養受療証

人工透析などの治療を受けた時に、一定の自己負担額で済むものです。



### ▼平成29年7月31日以前

所得区分	自己負担限度額(月額)	
	外来(個人ごと)	入院+外来(世帯単位)
現役並み所得者※1	44,400円	80,100円+(医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算)
一般	12,000円	44,400円
低所得Ⅱ ※2	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ ※3		15,000円

### ▼平成29年8月1日～平成30年7月31日まで

所得区分	自己負担限度額(月額)	
	外来(個人ごと)	入院+外来(世帯単位)
現役並み所得者※1	57,600円	80,100円+(医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算)
一般	14,000円 ※4	57,600円
低所得Ⅱ ※2	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ ※3		15,000円

- ※1 70歳以上の国保被保険者のうち、1人でも一定の所得(住民税課税所得が145万円以上)の方が同一世帯にいる方。ただし、収入金額によっては申請することにより「一般」になる場合があります。
- ※2 同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の方(低所得Ⅰ以外)
- ※3 同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の判定対象者の各所得が必要経費・控除(年金所得の場合、控除額は80万円として計算)を差し引いたときに、0円になる方
- ※4 平成29年8月～平成30年7月までの1年間で144,000円が上限

### ▼70歳未満の方

所得区分 ※1	表示	自己負担限度額(月額)
901万円超	ア	252,600円+(医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算)
600万円超 901万円以下	イ	167,400円+(医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算)
210万円超 600万円以下	ウ	80,100円+(医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の2%を加算)
210万円以下	エ	57,600円
住民税非課税世帯	オ	35,400円

※1 総所得金額などから基礎控除額(33万円)を引いた金額になります。



## 70歳未満の方

70歳未満の方については次の表のとおりです。

## 所得の申告はお済ですか?

「高齢受給者証」「限度額適用認定証」「特定疾病療養受療証」の判定には、世帯の所得申告が必要です。申告をしていない方がいると、適正な判定がされません。必ず申告をしてください。

## 高齢受給者証および特定疾病療養受療証の交付について

対象者の方に8月1日からご利用いただく新しい受給者証・受療証を送付しました。万が一届いていない場合はご連絡をお願いします。



## 問合せ先

国民健康保険課 国保総務担当  
055(262)4111